

木造軸組外壁

EXP-W

木板仕様

30分防火構造 国土交通大臣認定 PC030BE-4095 (1)

防火構造の施工仕様書

[令和8年8月版]



YOSHINO

安全で快適な住空間を創る

吉野石膏

はじめに

この施工仕様書は、表紙に記載してある防火構造認定の条件を満足するための推奨施工方法を示したものです。
本書を基に現場毎の施工要領書および施工計画書の作成をお願いいたします。
尚、施主や設計者の指定による特記仕様等で本書に記載が無い場合は、防火構造認定書別添にて認定条件の範囲であることを確認の上、施工要領書および施工計画書に反映させてください。

適切な施工管理体制にて施工をしていただくために

特定共同住宅の住戸等と住戸等の界壁を乾式耐火壁にて施工する場合は、“特例基準「消防法施行令第29条の4」”に基づいた総務省令第40号、その細目を定めた消防予第188号および500号通知の内容を遵守する義務があります。その500号通知には乾式耐火壁の施工条件として、「適切な施工管理体制が整備されている場合」と明記されております。

「適切な施工管理体制が整備されている場合」とは、

1 乾式壁の施工方法

住戸等と住戸等との間の防火区画を形成する壁のうち乾式のもの（以下「乾式壁」という。）の施工方法が、当該乾式壁の製造者により作成された施工仕様書等により明確にされており、かつ、その施工実施者に周知されていること。

2 施工現場における指導・監督等

乾式壁の施工に係る現場責任者に当該乾式壁の施工に関し十分な技能を有する者(乾式壁の製造者の実施する技術研修を修了した者等)が選任されており、かつ、当該現場責任者により施工実施者に対して乾式壁の施工に係る現場での指導・監督等が行われていること。

3 施工状況の確認等

乾式壁の施工の適正な実施について、自主検査等により確認が行われ、かつ、その結果が保存されていること。

4 その他

ア 施工管理体制の整備状況については、当該特定共同住宅等の施工全般に係る責任者の作成する施工管理規程等により確認すること。

イ 乾式の壁と床、はり等の躯体との接合部の耐火処理については、特に徹底した施工管理を行うこと。

上記は、施工現場で乾式戸境壁の耐火性能を確保するために施工管理体制を整備することを目的としております。この考え方は戸境壁以外の外壁防火壁を施工する際にもあてはまることから、適切な施工管理体制の整備をお願いします。

目次

- ①総 則
 - 1-1 適用範囲
 - 1-2 施工計画書の作成と周知徹底
 - 1-3 施工中の疑義
 - 1-4 検 査
- ②安全対策
- ③せっこうボードの荷姿、運搬、保管
 - 3-1 荷 姿
 - 3-2 運 搬
 - 3-3 保 管
 - 3-4 残材処理、清掃
- ④材 料
 - 4-1 主構成材料
 - 4-2 副構成材料
- ⑤施工要領
 - 6-1 標準施工手順
 - 6-2 施工要領
- ⑥検 査
 - 6-1 自主検査
 - 6-2 立会い検査
- ⑦認定書
 - 防火構造

B-072-3

1-2 施工計画書の作成と周知徹底

木造軸組外壁 E X P-W 木板仕様の施工に際しては、この施工仕様書、吉野石膏（株）のE Xプログレ耐力壁の施工仕様書および各木板メーカーの施工マニュアルなどを基に現場毎に施工計画書を作成する。事前に説明会、その他の方法で、作業員全員に周知徹底を図る。

1-3 施工中の疑義

施工中、施工計画書に明記されていない事項、または疑義が生じた場合は、認定条件を確認の上、設計者・建築元請業者などと施工方法を検討する。

1-4 検査

施工業者は、工事が完了した時点で自主検査を実施した後、建築元請業者の監督員に報告し、検査を受ける。

② 安全対策

建築元請業者の安全方針に従って対策してください。

《タイガーボート類の注意》

- *指定の用途以外にご使用の場合は、十分に性能を発揮できない場合があります。
- *タイガーE Xプログレなどを施工する際の切断作業では集塵などに留意し、防塵カッターや集塵丸鋸を使用してください。また、サンディングなどの作業で発生する粉塵に対しては、防塵マスクや安全メガネを着用してください。
- *在庫の際、積層段数が多いと荷くずれの危険があります。
- *タイガーE Xプログレなどの廃材、洗浄排水の処理については、環境公害とならないようにご注意ください。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」などの法令に基づき適切に処理してください。

《木板の注意》

- *切断工具、保護具、保管方法、残材処理などは各木板メーカーの施工マニュアルなどに従ってください。

③ セっこうボードの荷姿、運搬、保管

3-1 荷姿

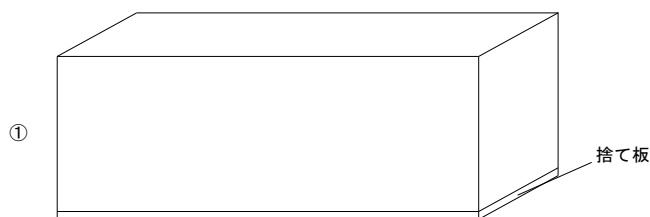
保管荷姿は、通常、タイガーEXプログレ（9.5mm）で120枚または100枚、タイガーボード（9.5mm）で160枚、タイガーボード（12.5mm）で120枚を1山としてある。

3-2 運搬

タイガーEXプログレなどの搬入は、建築元請業者の監督員との打ち合わせにより、現場の搬入計画に基づいて行う。

3-3 保管

- （1）荷くずれ、角欠けがないように均等に置く。
- （2）傾斜面、墨出し部には置かない。
- （3）凸凹面や水漏れ部には置かない。上階から漏水の恐れがある場合や屋外の場合は、あらかじめシートなどでタイガーEXプログレなどが濡れないように養生する。
- （4）タイガーEXプログレなどの保管は、波打ち、そりがでないように下図のように、高さのそろった台上にボードの縁が台からはみ出ないようにすること。また、各山の一番上のボードは裏面を上面とすること。タイガーEXプログレなどを屋外で保管する場合は、必ずパレット積みとすること。



- （5）2段積みなどを行う場合は、台木の位置を各段でそろえること。
- （6）タイガーEXプログレなどを踏み台にしないこと。

3-4 残材処理、清掃

タイガーEXプログレなどの切断加工などを行った作業場所は清掃する。タイガーEXプログレ、その他の残材は、あらかじめ決められた置き場を集積する。

④ 材 料

4-1 主構成材料

4-1-1 屋外側被覆材

ボード用原紙張ガラス繊維混入せっこう板

商品名：タイガーEXプログレ（以下、EXプログレと称する）

- (1) 規格 難 燃RM-0059
- (2) 寸法
厚 さ 9.5mm
大きさ(標準) 910mm×3,030mm
- (3) 性能
比 重 0.73±0.07
含水率 3%以下

4-1-2 内装材

1) せっこうボード (GB-R)

商品名：タイガーハイクリンボード、タイガーボード（以下、TBと称する）

- (1) 規格 準不燃QM-9828、JIS A 6901
不 燃NM-8619、JIS A 6901
- (2) 寸法
厚 さ 9.5、12.5mm
大きさ(標準) 910mm×1,820、2,420mm
- (3) 性能
比 重 0.65～0.90
含水率 3%以下

2) 化粧せっこうボード (GB-D)

商品名：タイガーハイクリンボード（アートタイプ）（以下、HCAと称する）

- (1) 規格 準不燃QM-9824、JIS A 6901
不 燃NM-0128、JIS A 6901
- (2) 寸法
厚 さ 9.5、12.5mm
大きさ(標準) 910mm×1,820、2,420mm
- (3) 性能
比 重 0.70～0.90 (QM-9824)
0.72+0.072 (NM-0128)
含水率 3%以下

木造軸組外壁 E X P-W 木板仕様 施工仕様書		B-072-7
3) シーシングせっこうボード (GB-S) 商品名：タイガー防水ボード (以下、BTBと称する) (1) 規格 準不燃QM-0898、JIS A 6901 (2) 寸法 厚 さ 9.5、12.5mm 大きさ(標準) 910mm×1,820、2,420mm (3) 性能 比 重 0.72±0.07 含水率 3%以下 4) シーシングせっこうボード (GB-S) 商品名：タイガー不燃防水ボード (以下、FBTBと称する) (1) 規格 不 燃NM-9639、JIS A 6901 (2) 寸法 厚 さ 12.5mm 大きさ(標準) 910mm×1,820mm (3) 性能 比 重 0.70+0.07 含水率 3%以下 ※内装材は、TB、HCA、BTBおよびFBTBが使用可能です。 4-1-3 外装材 木板 (1) 種類 ・JAS規格に適合する構造用製材、造作用製材、下地用製材、広葉樹製材、平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材など ・JAS規格に適合する構造用製材、造作用製材、下地用製材、広葉樹製材、平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材などを焼成したもの (2) 化粧仕様 塗料の種類 エポキシ樹脂系、アクリル樹脂系、フェノール樹脂系、油性系、ビニルブチラル樹脂系、アルキド樹脂系、ポリウレタン樹脂系、フッ素樹脂系、シリコン樹脂系、塩化ビニル樹脂系、ポリエステル樹脂系、アクリルウレタン樹脂系、アクリルシリコン樹脂系、合成樹脂塗料、木材保護塗料、光触媒塗料、無機質系 塗布量：164 g/m²以下 (有機固形分量) ※塗布量を厳守してください。 ※当防火認定上、化粧 (木板への塗料の塗布) は必須ではありません。 (3) 寸法および形状 厚 さ 5mm以上 (焼成部分以外の木材の最小厚さ) 断面形状 平板、斜面板、凹凸板 (平板に対して溝加工を施したものなど)、楕円状などで、溝加工部分の最小厚さが5mm以上のもの 大きさ 働き幅80～900mm ※木板が縦張りの場合、横胴縁、横張りの場合、縦胴縁となります。		
		[令和8年8月版]

木造軸組外壁 E X P-W 木板仕様 施工仕様書		B-072-8
4-1-4 柱 J A S規格に適合する構造用集成材または構造用製材など □-105mm以上×105mm以上 4-1-5 中間柱（継手間柱） J A S規格に適合する構造用集成材または構造用製材など □-45mm以上×105mm以上 4-1-6 間柱 J A S規格に適合する構造用集成材または構造用製材など □-27mm以上×105mm以上 4-1-7 グラスウール J I S A 6301、J I S A 9504またはJ I S A 9521 密度10kg/m³以上、厚さ50mm以上 (外被材付きのグラスウールも使用可能) 4-2 副構成材料 4-2-1 受材（胴つなぎ）（必要に応じて使用する場合には下記のものを使用する） J A S規格に適合する構造用製材または下地用製材など □-27mm以上×27mm以上 ※当防火認定では受材（胴つなぎ）は認定上必須ではありません。 4-2-2 胴縁 J A S規格に適合する構造用製材、造作用製材、下地用製材など 木板の一般部 幅45mm以上×厚さ15mm以上 木板の幅方向目地部 幅90mm以上×厚さ15mm以上 ※樹種がベイツガまたはアカマツの場合は、厚さ15mm以上、スギまたはエゾマツの場合は、厚さ18mm以上となります。 ※木板が縦張りの場合、横胴縁、横張りの場合、縦胴縁となります。 ※胴縁の留め付け方法は、各木板メーカーの施工マニュアルなどに従ってください。 ※胴縁の取り付けは当防火認定上、必須ではありませんが、耐久性の観点から屋外側に通気層が必要です。原則、胴縁を使用することにより屋外側に通気層を設置してください。ただし、住宅性能表示制度の評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1（3）「ハ 結露の発生を防止する対策に関する基準」などにより通気層を省略できる要件を満たし、設計者または施工者が通気層を省略できると判断される場合はこの限りではありません。 4-2-3 外装下地胴縁（木板を縦張りとし、必要に応じて使用する場合には下記のものを使用する） J A S規格に適合する構造用製材、造作用製材、下地用製材など 幅45mm以上×厚さ15mm以上 ※樹種がベイツガまたはアカマツの場合は、厚さ15mm以上、スギまたはエゾマツの場合は、厚さ18mm以上となります。		
		[令和8年8月版]

木造軸組外壁 E X P-W 木板仕様
施工仕様書

B-072-9

4-2-4 透湿防水シート

J I S A 6 1 1 1に規定する「透湿防水シート」厚さ0.5mm以下のもの。

4-2-5 防湿気密シート

J I S A 6 9 3 0に規定する「住宅用プラスチック系防湿フィルム」など厚さ0.2mm以下のもの。

※外被材なしのグラスウール（裸品）を使用する場合には防湿気密シートは原則使用してください。

※外被材付きのグラスウールを使用する場合には必要に応じて使用してください。

※当防火認定では防湿気密シートは認定上必須ではありませんが、耐久性の観点から屋内側に防湿層が必要です。ただし、住宅性能表示制度の評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1（3）「ハ 結露の発生を防止する対策に関する基準」などにより防湿気密シートを省略できる要件を満たし、設計者または施工者が防湿気密シートを省略できると判断される場合はこの限りではありません。

4-2-6 釘・タッピンねじ・ステーブルなど

（1）E X プログレの留め付け用釘

GNF 5 0

（2）T B、H C A、B T B、F B T Bの留め付け用タッピンねじ

9.5mm厚T B、H C A、B T Bの留め付け用タッピンねじ

φ 3.8mm以上×25mm以上

12.5mm厚T B、H C A、B T B、F B T Bの留め付け用タッピンねじ

φ 3.8mm以上×28mm以上

（3）胴縁の留め付け用タッピンねじ

φ 3.8mm以上×50mm以上

（4）胴縁の留め付け用釘

φ 2.75mm以上×50mm以上

（5）木板、目板、押縁の留め付け用タッピンねじ

φ 2.1mm以上×25mm以上

（6）木板、目板、押縁の留め付け用釘

φ 1.7mm以上×25mm以上

※木板などの留め付け材の選定は、各木板メーカーの施工マニュアルなどに従ってください。

（7）受材（胴つなぎ）の留め付け用釘

2-N 9 0（小口打ちの場合）

2-N 7 5（斜め打ちの場合）

（8）透湿防水シートの留め付け用ステーブル

幅10mm以上×長さ6mm

（透湿防水シートの留め付け用にはブチルゴムテープ、アクリルテープまたはスプレーのりも使用可能）

（9）グラスウールの留め付け用ステーブル

幅10mm以上×長さ6mm以上

（10）防湿気密シートの留め付け用ステーブル

幅10mm以上×長さ6mm以上

（防湿気密シートの留め付け用にはブチルゴムテープまたはアクリルテープも使用可能）

4-2-7 目板、押縁（木板の働き幅方向の目透かし部には必須（大和張り）。木板の突付け、本実または合いじゃくり目地部に必要に応じて使用する場合には下記のものを使用する）

（1）種類

・ J A S規格に適合する構造用製材、造作用製材、下地用製材、広葉樹製材、平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材など

・ J A S規格に適合する構造用製材、造作用製材、下地用製材、広葉樹製材、平成12年建設省告示第1452号第五号に規定する無等級材などを焼成したもの

（2）寸法

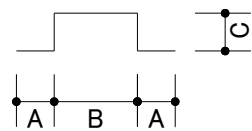
厚 さ 5mm以上（最薄部分の厚さ）

木造軸組外壁 EXP-W 木板仕様
施工仕様書

B-072-10

4-2-8 ハット形ジョイナー（必要に応じて下記のものを使用する）

- (1) 規格
JIS G 3322またはJIS G 3323など
- (2) 寸法および形状
厚 さ 0.2mm以上
寸法および形状



A : 3mm以上、B : 40mm以下、C : 3mm以上

4-2-9 スプレーのり

透湿防水シートの留め付け用スプレーのり
スチレンブタジエンゴム系接着材など
(透湿防水シートの留め付け用にはステープルも使用可能)

4-2-10 木板幅方向の処理材（必要に応じて処理する場合には下記のものを使用する）

JIS A 5758に規定する建築用シーリング材

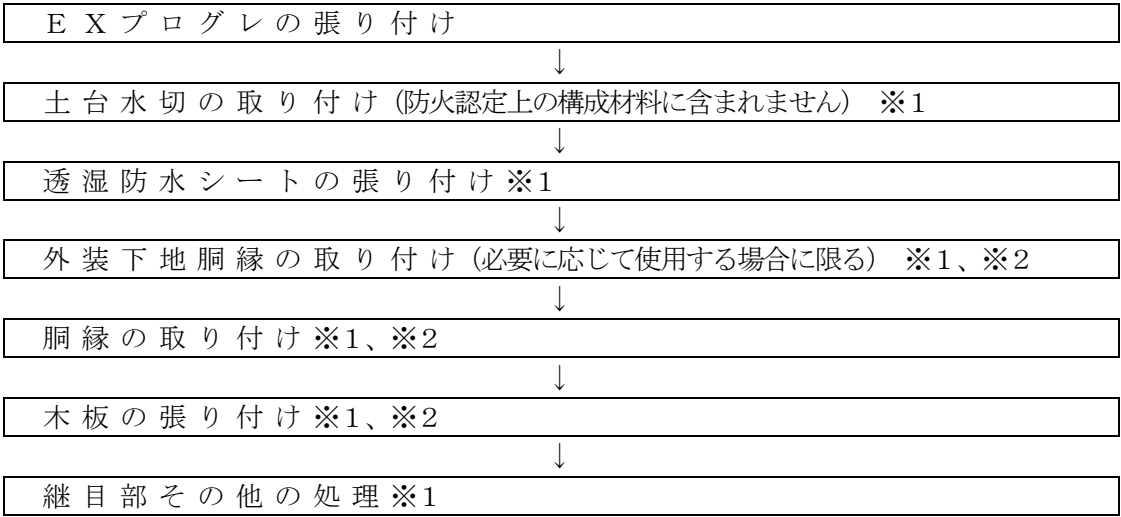
4-2-11 内装材継目部の処理材（必要に応じて継目処理などをする場合には下記のものを使用する）

- (1) ジョイントコンパウンド（パテ）
「タイガーGLライト」、「タイガーFライト」、「タイガージョイントセメント」（吉野石膏製）など
- (2) ジョイントテープ
「タイガージョイントテープ」、「タイガーGファイバーテープ」など

⑤ 施工要領

5-1 標準施工手順

5-1-1 屋外側

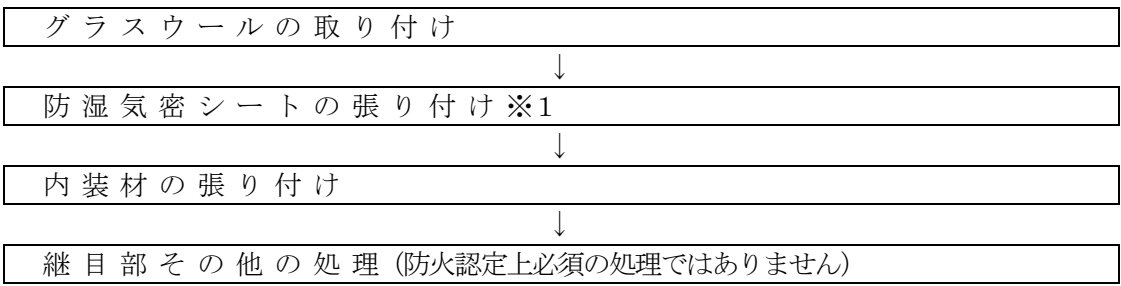


※ 下地組は、吉野石膏（株）のE X プログレ耐力壁の施工仕様書に従ってください。

※1 各板メーカーの施工マニュアルなどに従ってください。

※2 木板が縦張りの場合、横胴縁、横張りの場合、縦胴縁としてください。

5-1-2 屋内側



※1 外被材なしのグラスウール（裸品）を使用する場合には防湿気密シートは原則使用してください。

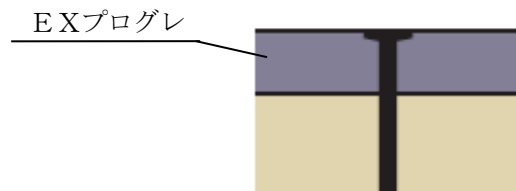
5-2 施工要領

5-2-1 E Xプログレの張り付け

(1) 耐力壁にする場合、E Xプログレ耐力壁の施工仕様書に従って張り付ける。

(2) 壁倍率を必要としない場合、釘 (GNF 50) の間隔は、76～200mmとする。

※釘頭がE Xプログレ表面と面一になるように、自動釘打ち機のエア圧を調整し、試打後に釘打ちしてください。また、樹種毎にエア圧を調整してください。



<釘打ちの概略図>

※自動釘打ち機で打ち込み不足が生じた場合、ハンマーなどで釘頭がE Xプログレ表面と面一になるように留め付けてください。

※E Xプログレは、仮留めの状態で放置せず、必ず所定の釘打ちを完了させてください。

※E Xプログレの釘での留め付けは、木下地 (柱、間柱、中間柱など) を外さず、釘打ちしてください。木下地 (柱、間柱、中間柱など) を外した場合、釘が貫通し反対側に飛び出す恐れがあります。必ず反対側に人がいないことを確認の上、施工してください。

5-2-2 土台水切の取り付け

土台水切を墨出ししたE Xプログレに取り付ける。

5-2-3 透湿防水シートの張り付け

(1) 透湿防水シートは、横張りとし、下から上へ張る。

(2) 透湿防水シートは、連続させてすき間が生じないように調整しながら、E Xプログレにステープルで留め付ける。ステープルの間隔は、縦方向では300mm以下、横方向では455mm以下とし、たるみ、シワとならないように留め付ける。

(3) 透湿防水シートの継目部の重ね代は、縦方向では90～200mm、横方向では150～200mmとする。横方向の重ね代は、E Xプログレの目地と重ならないように横方向にステープル2本で留め付ける。

※ステープルは長さ6mmを用い、留め付けはハンマータッカーを用いてください。

5-2-4 外装下地胴縁の取り付け (木板を縦張りとし、必要に応じて使用する場合に限る)

(1) 木板が縦張りの場合、外装下地胴縁を取り付ける。

(2) 外装下地胴縁は、縦胴縁で取り付け間隔を500mm以下とし、柱、間柱および中間柱の位置に、釘などで500mm以下の間隔で留め付ける。

※各木板メーカーの施工マニュアルなどが当防火認定の条件の範囲内であることを確認した上で、各木板メーカーの施工マニュアルなどに従ってください。

5-2-5 胴縁の取り付け

- (1) 胴縁は、木板が縦張りの場合、横胴縁とし、木板が横張りの場合、縦胴縁とする。木板一般部は幅45mm以上、木板の幅方向接合部は幅90mm以上を用いる。
- (2) 横胴縁の場合、取り付け間隔を600mm以下、縦胴縁の場合、取り付け間隔を500mm以下とする。木板が縦張りの場合、横胴縁を外装下地胴縁または柱、間柱および中間柱の位置に釘などで500mm以下の間隔で留め付ける。木板が横張りの場合、縦胴縁を柱、間柱および中間柱の位置に釘などで500mm以下の間隔で留め付ける。

※各木板メーカーの施工マニュアルなどが当防火認定の条件の範囲内であることを確認した上で、各木板メーカーの施工マニュアルなどに従ってください。

5-2-6 木板の張り付け

- (1) 木板は、釘などを用いて胴縁に留め付ける。
- (2) 木板の目地を突き付け、本実または合じゃくりとする場合、目地部には必要に応じて、目板または押縁を釘などを用いて木板の目地部に留め付ける。
- (3) 木板を横張りとし、縦目地を目透かしとする場合、目透かし幅を15mm以下とし、目透かし部には、ハット型ジョイナーとシーリング材を用いる。
- (4) 木板を横張りとし、横目地を目透かしとする場合、目透かし部には目板を釘などを用いて木板の目地部に留め付ける（大和張り）。目板と木板の重ね代を5mm以上とする。
- (5) よろい張りとする場合、木板継ぎ目部の重ね代を5mm以上とする。

※各木板メーカーの施工マニュアルなどが当防火認定の条件の範囲内であることを確認した上で、各木板メーカーの施工マニュアルなどに従ってください。

5-2-7 グラスウールの取り付け

- (1) 屋外側のEXプログレを施工後、中空部にグラスウールを挿入する。外被材付きのグラスウールを用いる場合は、耳部を柱、間柱および中間柱の屋内側の見付面にステーブルで約200mmの間隔で留め付ける。
- (2) グラスウールは、柱、間柱および中間柱との間にすき間が生じないように充てんする。

5-2-8 防湿気密シートの張り付け

- (1) 防湿気密シートは、横張りとする。
- (2) 防湿気密シートは、連続させてすき間が生じないように調整しながら、柱などにステーブルで留め付ける。ステーブルの間隔は、シートの継目部および上下端部では200～300mm、その他の部位は、たるみ、シワとならないように3,000mm以下で留め付ける。
- (3) 防湿気密シートの継目部の重ね代は、30～100mmとする。

※外被材なしのグラスウール（裸品）を使用する場合には防湿気密シートは原則使用してください。

※外被材付きのグラスウールを使用する場合には必要に応じて使用してください。

5-2-9 TB、HCA、BTB、FBTBの張り付け

- (1) TB、HCA、BTB、FBTBは、縦張りまたは横張りとする。
- (2) TB、HCA、BTB、FBTBは、柱、間柱、中間柱または受材などにタッピンねじで200mm以下の間隔で留め付ける。ただし、TB、HCA、BTB、FBTBの周辺部は必ず間柱以外の柱、中間柱、受材または胴つなぎなどに留め付ける。
- (3) ねじ頭は、TB、HCA、BTB、FBTBの表面より軽く凹ませる。
- (4) TB、HCA、BTB、FBTBの目地部は、すき間のないように互いに突き付け張りとする。

木造軸組外壁 E X P-W 木板仕様 施工仕様書

B-072-14

5-2-10 TBなどの継目部などの処理（必要に応じて処理する場合に限る）

TBなどの継目部などは、ジョイントテープ「タイガージョイントテープ」、「タイガーGファイバーテープ」とジョイントコンパウンド（パテ）「タイガーGLライト」、「タイガーFライト」、「タイガージョイントセメント」などを用いて仕上げる。

5-2-11 屋内側仕上げ（必要に応じて処理する場合に限る）

ペイント、壁装材貼り、吹付けなどで仕上げる。

5-2-12 その他設計、施工上の留意点

- (1) この「施工仕様書」は、認定書の中から推奨する材料を明記してあります。この「施工仕様書」に明記していない認定範囲の材料を用いる場合、認定番号PC030BE-4095（1）の認定書に記載してある材料に限定されます。
- (2) 壁高および壁幅については、構造計算などにより構造安全性が確かめられた寸法としてください。
- (3) EXプログレを耐力壁とする場合は、柱の寸法は105mm角以上、中間柱および間柱の見込み寸法は105mm以上となります。留め付け間隔、その他条件は、耐力壁の認定書に従ってください。
- (4) EXプログレは、仮留めの状態で放置せず、必ず所定の釘打ちを完了させてください。
- (5) EXプログレの施工後は、速やかに透湿防水シートを施工してください。
- (6) 雨天時の屋外側の施工は、避けてください。
- (7) 雨天後の屋外側の施工は、事前に施工完了箇所が十分に乾燥していることを確認してから行ってください。
- (8) 当壁構造に開口部を設置する際は、建築地域の条件に従ってください。
- (9) 当防火認定では、木板は縦張り、横張りが可能です。
- (10) 防蟻および防腐処理された胴縁を用いる場合は、施工中に雨水にさらされないよう、速やかに木板を施工するか養生をしてください。
- (11) 胴縁の取り付けおよび防湿気密シートの張り付けは当防火認定上、必須ではありませんが、耐久性の観点から屋外側に通気層、屋内側に防湿層が必要です。原則、胴縁を使用することにより屋外側に通気層を設置してください。また、外被材なしのグラスウール（裸品）を使用する場合には、原則、屋内側に防湿気密シートの張り付けを行ってください。ただし、住宅性能表示制度の評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1（3）「ハ 結露の発生を防止する対策に関する基準」などにより通気層および防湿気密シートが省略できる要件をそれぞれ満たし、設計者または施工者が通気層および防湿気密シートを省略できると判断される場合はこの限りではありません。
- (12) 当壁構造は、グラスウールの取り付けが必須となります。
- (13) 当壁構造は、屋内側TBの張り付けが必須となります。
- (14) 当壁構造での曲面壁の設計・施工はできません。

木造軸組外壁 E X P-W 木板仕様
施工仕様書

B-072-15

⑥ 検 査

6-1 自主検査

工 程	項 目	要 点	方 法	基 準	管理方式
下地の組み立て	柱 中間柱 間 柱	間 隔	スケールなど	柱と間柱の間隔 500mm以下※1 中間柱と間柱の間隔 500mm以下※1 中間柱と柱の間隔または間柱を介する場合、中間柱相互の間隔 1,000mm以下※1	チェック検査
E Xプログレの張り付け	目 地	突き付け	目 視	突き付け張りで張っていること	
	釘	種 類	梱包表示など	G N F 5 0	
		間 隔	スケールなど	200mm以下※1	
透湿防水シートの張り付け	透湿防水シート	厚 さ	スケールなど	0.5mm以下	
	継 目	重ね代	スケールなど	縦方向 90～200mm 横方向 150～200mm	
	ステーブル	寸 法	スケールなど	幅10mm以上、長さ6mm	
		間 隔	スケールなど	縦方向 300mm以下 横方向 455mm以下	
	状 態	シワ・たるみ	目 視	シワ・たるみがないこと	
胴縁の取り付け	胴 縁	厚 さ	スケールなど	15mm以上	
		幅	スケールなど	木板一般部 45mm以上 木板幅方向接合部 90mm以上	
	タッピンねじ	胴部径	梱包表示など	3.8mm以上	
		長 さ	スケールなど	50mm以上	
		間 隔	スケールなど	500mm以下	
	釘	胴部径	梱包表示など	2.75mm以上	
		長 さ	スケールなど	50mm以上	
		間 隔	スケールなど	500mm以下	
木板の張り付け	タッピンねじ	胴部径	梱包表示など	2.1mm以上	
		長 さ	スケールなど	25mm以上	
	釘	胴部径	梱包表示など	1.7mm以上	
		長 さ	スケールなど	25mm以上	
	木板の働き幅方向の目透かし部	目 板 目板と木板の重ね代	目 視 スケールなど	使用していること 5mm以上	
グラスウールの取り付け	グラスウール	密 度	梱包表示など	10kg/m ³ 以上	
		厚 さ	梱包表示など	50mm以上	
	挿 入	すき間	目 視	すき間がないこと	
	外被材	留め付け	目 視	ステーブルで留めてあること	
防湿気密シートの張り付け（外被材なしのグラスウールを用いる場合）	防湿気密シート	厚 さ	スケールなど	0.2mm以下	
	継 目	重ね代	スケールなど	30～100mm	
	ステーブル	寸 法	スケールなど	幅10mm以上、長さ6mm以上	
	状 態	シワ・たるみ	目 視	シワ・たるみがないこと	

注）上記表は、防火構造の認定条件を満たす検査項目となります。施工監理上、必要な検査項目は別途、現場毎にご検討ください。

※1 E Xプログレを耐力壁とする場合、E Xプログレ耐力壁の施工仕様書に従って施工してください。

木造軸組外壁 E X P-W 木板仕様
施工仕様書

B-072-16

工 程	項 目	要 点	方 法	基 準	管理方式
内装材の張り付け	目 地	突き付け	目 視	突き付け張りで張っていること	チェック検査
	タッピンねじ	胴部径	梱包表示など	3.8mm以上	
		長 さ	スケールなど	(9.5mm厚の場合) 25mm以上 (12.5mm厚の場合) 28mm以上	
		間 隔	スケールなど	200mm以下	

注)：上記表は、防火構造の認定条件を満たす検査項目となります。施工監理上、必要な検査項目は別途、現場毎にご検討ください。

6-2 立会い検査

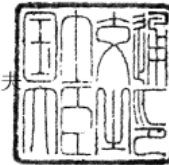
立会い検査は、建築元請業者の監督員の指示に基づいて行う。

認 定 書

国住参建第 4160 号
令和 5 年 3 月 1 日

吉野石膏株式会社
代表取締役 須藤 永作 様

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法第 2 条第八号並びに同法施行令第 108 条第一号及び第二号（外壁（耐力壁）：各 30 分間）の規定に適合するものであることを認める。

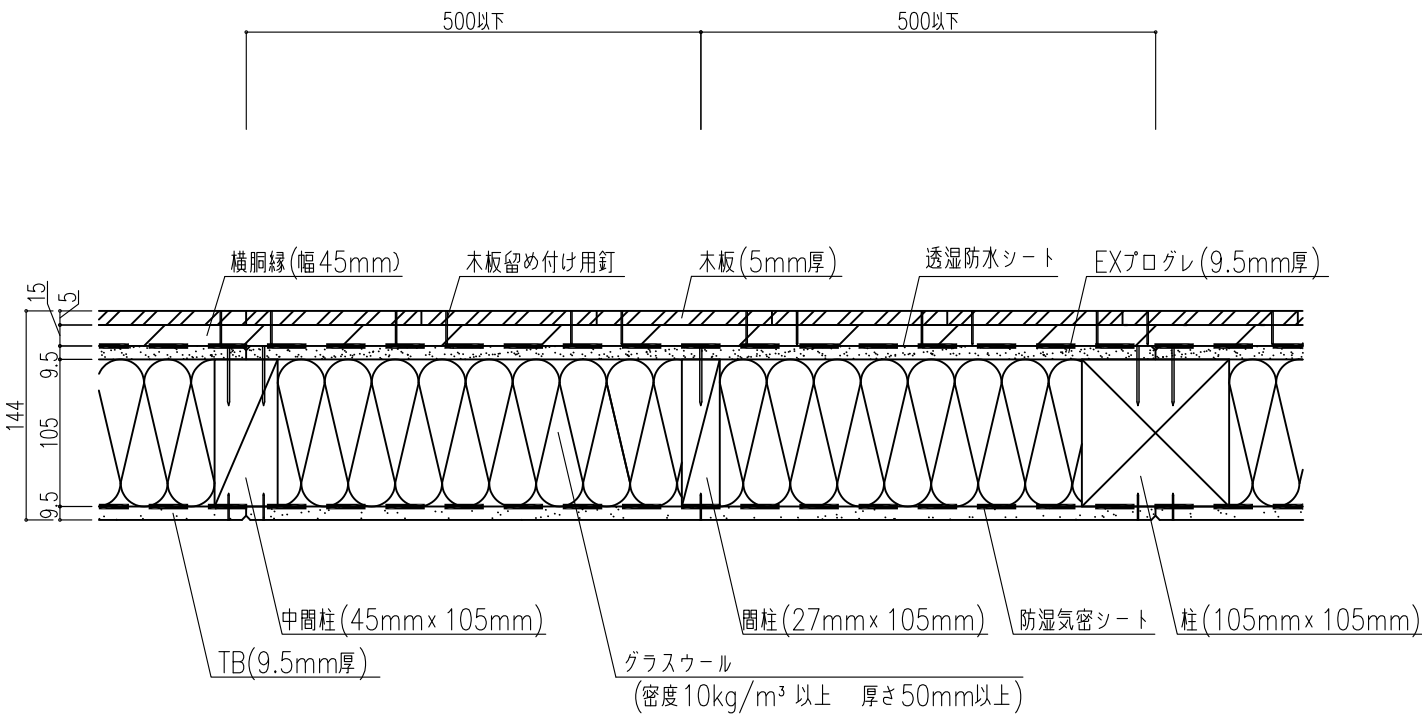
記

1. 認定番号
PC030BE-4095 (1)
2. 認定をした構造方法等の名称
人造鉱物繊維断熱材充てん／木板・外装下張材[せっこうボード]表張／せっこうボード裏張／木製軸組造外壁
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

水平断面図

屋外側



屋内側

※木板が縦張りの場合、胴縁は横胴縁に限定となります。

※胴縁の取り付けおよび防湿気密シートの張り付けは当防火認定上、必須ではありませんが、耐久性の観点から屋外側に通気層、屋内側に防湿層が必要です。原則、胴縁を使用することにより屋外側に通気層を設置し、外被材なしのグラスウール（裸品）を使用する場合には屋内側に防湿気密シートの張り付けを行ってください。ただし、住宅性能表示制度の評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1（3）「ハ 結露の発生を防止する対策に関する基準」などにより通気層および防湿気密シートを省略できる要件をそれぞれ満たし、設計者または施工者が通気層および防湿気密シートを省略できると判断される場合はこの限りではありません。

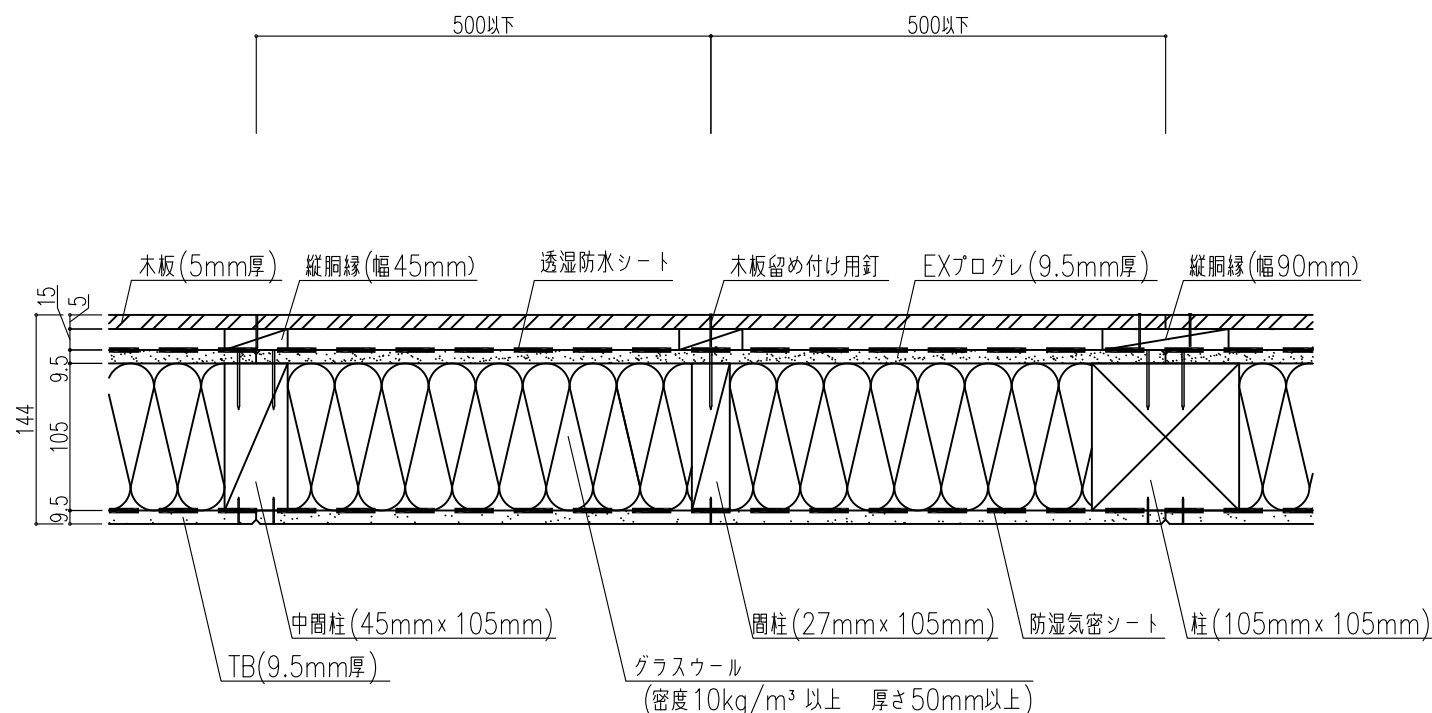
※当壁構造は、グラスウールの取り付けが必須となります。

※当壁構造は、屋内側TBの張り付けが必須となります。

※胴縁、木板の施工は、各木板メーカーの施工マニュアルなどが当防火認定の条件の範囲内であることを確認した上で、各木板メーカーの施工マニュアルなどに従ってください。

水平断面図

屋外側



屋内側

※木板が横張りの場合、胴縁は縦胴縁に限定となります。

※胴縁の取り付けおよび防湿気密シートの張り付けは当防火認定上、必須ではありませんが、耐久性の観点から屋外側に通気層、屋内側に防湿層が必要です。原則、胴縁を使用することにより屋外側に通気層を設置し、外被材なしのグラスウール（裸品）を使用する場合には屋内側に防湿気密シートの張り付けを行ってください。ただし、住宅性能表示制度の評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）第5の5の5-1

（3）「ハ 結露の発生を防止する対策に関する基準」などにより通気層および防湿気密シートを省略できる要件をそれぞれ満たし、設計者または施工者が通気層および防湿気密シートを省略できると判断される場合はこの限りではありません。

※当壁構造は、グラスウールの取り付けが必須となります。

※当壁構造は、屋内側TBの張り付けが必須となります。

※胴縁、木板の施工は、各木板メーカーの施工マニュアルなどが当防火認定の条件の範囲内であることを確認した上で、各木板メーカーの施工マニュアルなどに従ってください。

図面名

水平断面図（木板横張り仕様）